

新型コロナウイルス感染症に対応する保育所等の児童福祉施設
職員への慰労金支給を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた第2次補正予算が6月12日に成立し、医療・福祉の提供体制確保が重要な柱となっており、医療従事者等や介護・障害福祉施設で働く職員を対象に慰労金を支給することとなった。一方、保育所等の児童福祉施設については対象外としている。

しかし、保育所等の児童福祉施設においても、医療・介護・障害福祉分野と同様に感染拡大時でも継続要請がなされ、感染予防対策を徹底しながらの運営に努め、感染リスクを負いながらも業務を全うしてきたことにより、社会機能維持のために必要不可欠な役割を担ってきたものと考えられる。

よって、国会及び政府に下記の事項を強く要望する。

記

1. 保育所等の児童福祉施設職員へ慰労金の支給を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

宛て各通

伊勢崎市議会議長
定方英一